

# まん延防止等重点措置延長に伴う和歌山県営業時間短縮要請協力金について

和歌山県まん延防止等重点措置延長（終了日 2/27→3/6）に伴い、和歌山県営業時間短縮要請協力金に係る対象期間を、

**令和4年2月 5日(土) から 2月27日(日)までを【前期】**

**令和4年2月28日(月) から 3月 6日(日)までを【後期】** として取り扱います。

【前期】、【後期】とも支給要件、対象店舗、協力金計算方法に**変更はありません**。

◆延長に伴う留意点は、以下のとおりです。

- (1) 【後期】は2/28～3/6の全期間を通して協力いただいた場合に協力金を支給(準備期間はありません※1)
- (2) 認証店の要請内容の変更(要請①⇔要請②)は、【後期】開始日(2/28)においてのみ可能です
- (3) 「時短実施」「休業実施」のチラシは、実施期間を修正(手書き等)※2して利用してください

※1【前期】は2/5(土)からのご協力が準備等のため困難だった場合で、2/8(火)までに協力を開始いただければ協力金の支給対象です。

(協力金は協力開始日から要請期間終了日までの日数をもとに計算)

※2 修正例は別紙参照

## 協力金の支給要件 <変更なし>

上記の要請期間において、営業時間の短縮要請にご協力いただいた次の全ての要件に該当する県内の飲食店等

| 項目             |           | 認証店<br>(和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証を受けている店舗)  | 非認証店                                |
|----------------|-----------|--|-------------------------------------|
|                |           | 要請 ①   | 要請 ②                                |
| 支給要件           | 営業時間      | 5時から21時まで  | 5時から20時まで 又は 休業                     |
|                | 通常の営業終了時間 | 21時を超え翌日5時になるまで(例:22時閉店)   | 20時を超え翌日5時になるまで(例:20時30分閉店)         |
|                | 酒類提供      | 20時まで  | 酒類は終日提供しない<br>(酒類を利用者が持ち込まないことも含む。) |
|                | 感染症対策     | 業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること  |                                     |
|                | その他       | 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること  |                                     |
| 協力金<br>(売上高方式) |           | 2.5万円～7.5万円/日  | 3万円～10万円/日                          |
| 対象店舗           |           | <p>食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、営業する店舗(結婚式場等を含む)ただし、下記の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗</li> <li>× ケータリング等のデリバリー専門の店舗</li> <li>× イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店</li> <li>× 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)</li> <li>× ネットカフェ・漫画喫茶(宿泊を目的としていない場合等を除く)</li> <li>× 飲食スペースを有さないキッチンカー</li> <li>× ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合</li> <li>× 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合</li> <li>× 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合<br/>(飲食店営業許可証に「露店」と記載されているものうち営業所所在地が「県内一円」など地域であるもの。実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの。)</li> </ul> |                                     |

## 協力金の申請期間、ホームページ

**3月7日以降**(要請期間終了後)、準備が整い次第、**前期・後期を合わせて申請**いただく予定です。

申請受付開始日、申請方法等については、ホームページで順次公開していきます。

【協力金第3期】 [https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin\\_3rd.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin_3rd.html)



- ◆ 協力金に関するお問合せ 県支援本部相談窓口 【電話】 073-441-3301 【FAX】 073-432-4409
- ◆ 「営業時間の短縮要請」又は「新型コロナウイルス感染症予防対策認証」に関するお問合せ  
和歌山県危機管理局 【電話】 073-441-2907 【FAX】 073-422-7652
- ◆ 食品衛生法上の営業許可に関するお問合せ  
和歌山県環境生活部食品・生活衛生課 【電話】 073-441-2636 【FAX】 073-432-1952

<営業時間短縮実施チラシの修正例>

認証店（酒類提供有り）

要請①

## 営業時間短縮のお知らせ

- 和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため **営業時間短縮**を実施します。
- 当店は、**和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証**を受けているため、**酒類の提供が可能**です。

実施期間 令和4年 3月6日(日)  
2月5日(土) から ~~2月27日(日)~~ まで

時短営業 10時00分から21時00分まで  
※通常の営業時間 10時00分から23時00分まで

酒類の提供 10時00分から20時00分まで

◎同一グループの同一テーブルは4人以内とします。

店舗名 \_\_\_\_\_

認証店（酒類提供無し）

要請②（認証店）

## 営業時間短縮のお知らせ

- 和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため **営業時間短縮**を実施します。
- 当店は、**和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証**を受けています。

- 酒類の提供は**終日停止**しています。  
 従来から酒類提供なし。

実施期間 令和4年 3月6日(日)  
2月5日(土) から ~~2月27日(日)~~ まで

時短営業 10時00分から20時00分まで  
※通常の営業時間 10時00分から21時00分まで

◎同一グループの同一テーブルは4人以内とします。

店舗名 \_\_\_\_\_

非認証店（酒類提供無し）

要請②（非認証店）

## 営業時間短縮のお知らせ

- 和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため **営業時間短縮**を実施します。

- 酒類の提供は**終日停止**しています。  
 従来から酒類提供なし。

実施期間 令和4年 3月6日(日)  
2月5日(土) から ~~2月27日(日)~~ まで

時短営業 10時00分から20時00分まで  
※通常の営業時間 10時00分から21時00分まで

◎同一グループの同一テーブルは4人以内とします。

店舗名 \_\_\_\_\_

<休業実施チラシの修正例>

休業

## 休業のお知らせ

- 和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当店で**休業**を実施します。

実施期間 令和4年  
2月5日(土) から  
~~2月27日(日)~~ まで  
3月6日(日)

通常の営業時間 9時00分から24時00分まで

店舗名 \_\_\_\_\_